

行事の共催及び後援に関する取扱い基準

第1 この基準は、別に定めるもののほか、本市が行う行事の共催及び後援の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

第2 共催及び後援の区分

共催及び後援の区分は、次の各号に定めるところによる。

(1) 共催 本市が当該行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を分担すること。

(2) 後援 本市が当該行事の主旨に賛同し、その開催を援助すること。

第3 共催又は後援の対象者及び対象行事

(1) 対象者は、次に掲げるものとする。

ア 国、公共団体、公共的団体、公共性のある法人又はこれらに準ずる団体。

(2) 対象となる行事は、次のいずれにも該当する行事とする。

ア 本市の施策の推進上有益であると認められるものであること。

イ 市内又はこれに隣接する地域において開催されること。

ウ 政治、宗教又は営利を目的としないこと。

エ 公序良俗に反しないこと。

第4 申請手続

1 共催又は後援を受けようとする者は、行事を開催しようとする日の14日前までに共催（後援）承認申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類（以下「関係書類」という。）を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号及び別紙）又は開催要項等内容が把握できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、共催（後援）承認通知書（様式第3号）により、承認しないときは共催（後援）不承認通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

第5 承認内容の変更等

1 共催又は後援の承認を受けた者が、やむを得ず事業計画の変更又は中止をしようとするときは、共催（後援）変更・中止承認申請書（様式第5号）により、あらかじめ市長に申請するものとする。なお、事業計画の変更を申請する場合は、関係書類を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、共催（後援）変更・中止承認通知書（様式第6号）により、承認しないときは共催（後援）変更不承認通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

第6 行事の実績報告

共催又は後援の承認を受けた者は、当該共催又は後援に係る行事が終了した日から

14日以内に共催（後援）行事実績報告書（様式第8号）により、市長に報告するものとする。

第7 承認の取消し

1 市長は、共催又は後援の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき
- (2) 正当な理由がなく、申請の内容と異なる行事を実施したとき
- (3) 第6の規定による行事の実績報告をしなかったとき
- (4) その他市長が共催又は後援することが不適当と認めるに至ったとき

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、共催（後援）承認取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

附則

この基準は、平成11年11月5日から施行する。

附則

- 1 この基準は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現にこの基準による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附則

- 1 この基準は、令和8年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この基準による改正後の様式第3号、様式第4号、様式第6号、様式第7号及び様式第9号の規定は、施行日以後に市長が行う通知に適用する。
- 3 この基準の施行日前に作成されている様式で現に存するものは、同日以後においても、改正後の基準の規定にかかわらず必要な修正をして使用することができる。